

熊対策樹木等整備業務委託特記仕様書

委託内容 秋田県立秋田きらり支援学校敷地内への熊の出没に伴い、熊の食物の対象
となり得る誘引樹木等の伐採等整備業務
委託期間 契約日から令和8年5月31日まで
実施場所 敷地内（グラウンド・ソフトボール場・駐車場裏・造成森林）

業 務 内 容

熊の食物の対象となり得る誘引樹木等の伐採等の整備を行う。

(1) 業務内容

- ① グラウンドの樹木の伐採等
ブナ・クヌギ・コナラ・トチ 合計48本
・ 枝払い、剪定等し結束等により整えること。
・ 縄、布等の材料は、受注者の負担とする。
・ 集積した枝等の撤去処分は受注者の負担とする。
- ② ソフトボール場の樹木の伐採等
ブナ・クヌギ・コナラ 合計10本
・ 枝払い、剪定等し結束等により整えること。
・ 縄、布等の材料は、受注者の負担とする。
・ 集積した枝等の撤去処分は受注者の負担とする。
- ③ 駐車場裏の樹木の伐採等
ブナ・クヌギ・コナラ・トチ 合計90本
・ 枝払い、剪定し結束等により整えること。
・ 縄、布等の材料は、受注者の負担とする。
・ 集積した枝等の撤去処分は受注者の負担とする。
- ④ 造成森林の樹木の伐採等
ブナ・クヌギ・コナラ・トチ 合計77本
・ 枝払い、剪定し結束等により整えること。
・ 縄、布等の材料は、受注者の負担とする。
・ 集積した枝等の撤去処分は受注者の負担とする。

対象樹木

ブナ	51本	クヌギ	80本	コナラ	89本	トチ	5本	
							合計	225本

(2) 作業期間

作業は発注者との調整の上、作業する日時を設定するものとする。

(3) 作業機材等負担区分

委託業務の実施に要する機械、器材及び材料はすべて受注者の負担とする。
ただし、委託業務の実施に要する光熱水費については、発注者が負担する。

(4) 業務完了報告

業務を終了したときは、業務完了報告書を提出するものとする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。